

平成十九年二月二十三日受領
答 弁 第 六 四 号

内閣衆質一六六第六四号

平成十九年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

外務省が御指摘の情報を得たのは、平成十八年十二月二十二日であり、この情報に関する文書を外務省欧州局ロシア支援室の主管で作成した。同文書には秘密指定がなされている。

三について

国際機関である支援委員会が御指摘のプレハブ倉庫を建設したと承知している。

四について

先の答弁書（平成十九年二月九日内閣衆質一六六第三〇号）の四及び五についてでお答えした申入れについては、外務省欧州局ロシア支援室から国後島関係者に対し、平成十八年十二月二十五日、同月二十七日及び平成十九年一月十六日に行い、その後も状況把握に努めているところである。平成十九年一月十六日には、ロシア支援室長から申入れを行った。

五について

「支援委員会改革のための専門家会議」の平成十四年四月の提言を受け、支援委員会の設置に関する協定（平成五年外務省告示第百五十九号）の他の締約国との間で協議を行った結果、平成十五年四月十八日をもって支援委員会は廃止された。

六について

四についてで述べた申入れを受け、引き続き国後島関係者間で、「プレハブ倉庫」が本来の目的に沿って使用されるよう調整中であるが、現時点において、お尋ねの「プレハブ倉庫」が国後島の警備隊によって使用されているという状況は変わっていないと承知している。

七について

外務省としては、お尋ねの問題について、状況を把握した後速やかな対応をとっており、適切に対応していると考えます。